

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県議会定例会を招集する件	二六三
○ 土地改良事業を廃止することを認可した件	二六三
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である件	二六三
○ 道路の区域を変更する件三件	二六三
○ 道路の供用を開始する件二件	二六四
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	二六五
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二六五
正 誤	
○ 平成二十六年三月二十五日付け号外第十四号中	二六五
○ 平成二十六年三月二十八日付け号外第十八号中	二六五

告 示

福島県告示第三百五十一号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十六年六月十七日福島市に招集する。
 平成二十六年六月三日

福島県知事 佐 藤 雄 平
 （総務課）

福島県告示第三百五十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、請戸川土地改良区が細谷地区土地改良総合整備事業（一般区画整理型）に係る土地改良事業を廃止することについて、平成二十六年五月八日認可した。

平成二十六年六月三日

福島県知事 佐 藤 雄 平
 （農村計画課）

福島県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 平成二十六年六月三日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県告示第三百五十四号

「一次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。
 （森林保全課）

福島県告示第三百五十四号

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市大久町大久字芦沢一五二、一五二の二、一五七の三、一五七の四、一五九の二、一六一の二、一六一の三、一七八の四、一七九の三、一七九の四、二一八の四、二一九から二二二まで、二二三の二、二三四の二、二三四の三、二四一の四七、二四一の五〇、字中里八一の二、字称宜内一〇一の二、一〇五、字弥太郎一、大久町小久字成沢六一の二、六二、六三の二、六三の三、六四の七、六六の二、六六の三
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字芦沢一五二、一五二の二、一五七の三、一五七の四、一五九の二、一六一の二、一七八の四、一七九の三、一七九の四、二一八の四、二一九、二二一、二二二(次の図に示す部分に限る。)、二二三の二(次の図に示す部分に限る。)、二三四の二、二三四の三、二四一の四七、二四一の五〇、字中里八一の二(次の図に示す部分に限る。)、字称宜内一〇一の二(次の図に示す部分に限る。)、字弥太郎一(次の図に示す部分に限る。)、大久町小久字成沢六一の二、六二、六三の二、六三の三、六六の二(次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道白河石川線	石川郡石川町大字沢井字清水窪一〇〇番一地从先	変更前	八・二〇 一六・八	一一七・〇
	同 郡同 町大字沢井字三斗蒔一二〇番一地从先	変更後	八・二〇 二二・四	一一七・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道谷田川三春線	田村郡三春町大字貝山字泉沢一〇〇番一地从先	変更前	九・三〇 三三・一	三七七・七
	同 郡同 町大字貝山字岩田二四九番一地从先	変更後	一〇・四〇 三六・六	三七七・七

（道路計画課）

福島県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十六年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道布沢横田線	南会津郡只見町大字布沢字界曾根一五三〇番八地先	変更前	一五・七〇 四四・七	二〇〇・〇
	同 郡同 町大字布沢字界曾根一五三〇番八地先	変更後	一五・七〇 四四・七	二〇〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道上移常葉線	田村市船引町中山字塚田一六六番地先	平成二十六年六月三日
	同 市船引町中山字塚田一六六番地先	

（道路計画課）

福島県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津

建設事務所で平成二十六年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月三日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道布沢横田線	南会津郡只見町大字布沢字界曾根 一五三〇番八地先から 同 郡同 町大字布沢字界曾根 一五三〇番八地先まで	平成二十六年六月三日

(道路計画課)

公 告

公告第百六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人アースウェイヴ
- 三 代表者の氏名
二階堂 美文
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市上島渡字樋ノ口北四十三番地の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者や精神障害者に対して、共同生活援助、共同生活介護に関する事業を行い、障害者の地域移行の支援と福祉の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十六年六月三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
東和町土地改良区

退任した役員

役員 氏名 住所

理事 武藤 敏治 二本松市針道字佐勢ノ宮五番地七四

就任した役員

役員 氏名 住所

理事 南部 勲 二本松市針道字下幕ノ内三八番地

(農村計画課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十六年三月二十五日付け号外第十四号中

六 上	後ろか ら一二	必要により	必要性により
-----	------------	-------	--------

○平成二十六年三月二十八日付け号外第十八号中

二	七	「備済耗品費」を「備済品費」に改め、同表3の項中	同表3の項中「備済耗品費」を「備済品費」に、
五	後ろか ら二〇	「前渡資金清算書」を「前渡資金(概算払)清算書」	「前渡資金清算書」を「前渡資金(概算払)清算書」